

南島原市医療提供体制確保事業補助金【申請フロー図】

申請者⇄市	段階	申請者	備考
①認定申請 (申請者⇒市)	<p>【第6条】 開設等を行う日の3ヶ月前までに認定申請書を含む必要書類一式を提出 (必要書類は第6条参照)</p>	認定申請書類一式を開設等を行う 3か月前までに 提出	
②審査・調査 (市⇒申請者)	<p>【第7条】 市は、書類審査及び現地調査により調査し審査する 【第9条】 市は、審査の結果、適当であると認めるときは、認定証を交付</p>	市から認定済証の交付を受ける	
③交付申請 (申請者⇒市)	<p>【第10条】 認定済証の交付を受けた後、速やかに申請書等一式を提出 (必要書類は第10条参照)</p>	認定済証の交付を受けた後、申請書類一式を 速やかに 市へ提出	仕入れに係る消費税相当額があり、かつ、その金額が明らかかな場合には、これを減額して申請 (第10条第2項参照)
④交付決定 (市⇒申請者)	<p>【第11条】 市が交付申請内容を審査し適当とみとめたときは、交付決定通知書により通知</p>	市から交付決定通知書の交付を受ける	※事業の実施は交付決定通知書の受理後となることに留意
⑤実績報告 (申請者⇒市)	<p>【第12条】 事業が完了したときは、実績報告書等一式を提出 (必要書類は第12条参照)</p>	事業完了後、実績報告書等一式を市へ提出	
⑥確定通知 (市⇒申請者)	<p>【第13条】 市は、実績報告後、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し補助金交付額確定通知書により当該申請者に通知</p>	市から補助金交付額確定通知書の交付を受ける	
⑦補助金請求 (申請者⇒市)	<p>【第14条】 交付額確定通知を受けた申請者は当該通知を受領した日から起算して30日以内に補助金交付請求書を提出</p>	交付額確定通知を受けた日から起算して 30日以内 に補助金交付請求書を提出	